

記者発表資料
令和5年11月6日
教育庁保健体育安全課学校保健給食班
担当：佐藤、松村
電話：022-211-3666

県立学校における感染症による臨時休業について

令和5年10月30日から11月2日までの県立学校における感染症による臨時休業については、下記のとおりです。

記

1 季節性インフルエンザ

学校名	臨時休業の対象	臨時休業の期間
宮城県石巻商業高等学校	2学級	R5.10.31～11.1
宮城県仙台二華高等学校	1学級	R5.11.1～11.2

2 新型コロナウイルス感染症

学校名	臨時休業の対象	臨時休業の期間
なし		

県立学校において感染症による臨時休業措置を取った場合、1週間の休業状況を集約し、翌週の月曜日に公表します。